

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2023年12月22日号



< Index >			
個人所得課税	1	所得税・個人住民税の定額減税	p. 2
	2	ストックオプション税制の拡充	p. 2
	3	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）の拡充	p. 3
	4	子育て支援に関する政策税制	p. 3
	5	非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備等	p. 4
資産課税	1	住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し	p. 4
	2	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度の見直し	p. 5
	3	産業競争力強化法の特別事業再編計画についての登録免許税の特例の創設	p. 5
	4	新たな公益信託制度の創設に伴う、相続税・贈与税を非課税とする措置の導入	p. 6
納税環境整備	1	隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合の重加算税制度の整備	p. 6
	2	偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務の整備	p. 6

はじめに

令和 5 年 12 月 14 日、与党より令和 6 年度与党税制改正大綱（以下「大綱」）が公表され、12 月 22 日に閣議決定された¹。

本ニュースレター「令和 6 年度税制改正の詳解」では、大綱の項目のうち、法人に関する分野（個人所得課税・資産課税・納税環境整備など）を中心に、図解等を用いて詳しく解説する。

なお、以下の内容は大綱に基づくものであり、実際の適用に当たっては、令和 6 年 3 月までに成立が見込まれる関連法令等を確認する必要がある点に、留意されたい。

個人所得課税

1. 所得税・個人住民税の定額減税

賃金上昇と相まって、国民所得の伸びが物価上昇を上回る状況をつくり、デフレマインドの払拭と好循環の実現につなげていくため、令和 6 年の所得税の定額減税が実施される。

(1) 内容

居住者の所得税額、及び納税義務者の所得割の額から、特別控除額が控除される。ただし、その者の令和 6 年分の所得税に係る合計所得金額が 1,805 万円（給与収入のみの場合、給与収入 2,000 万円に相当）以下である場合に限られる。

特別控除の額 = 次の金額の合計額（その者のそれぞれ所得税額、所得割の額を限度）

- ① 本人：所得税 3 万円 + 個人住民税 1 万円
- ② 同一生計配偶者又は扶養親族：1 人につき所得税 3 万円 + 個人住民税 1 万円
（住民税については、原則的に令和 6 年度分の所得割の額から 1 万円控除し、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者については令和 7 年度分の所得割の額から 1 万円控除する）

*この同一生計配偶者、扶養親族は居住者に限られる。

(2) 特別控除の実施方法

給与所得者・公的年金等の受給者については令和 6 年 6 月 1 日以後最初に支払われる給与等について源泉徴収されるべき所得税の額から控除し、事業所得者等については令和 6 年分の所得税に係る第 1 期分予定納税額（7 月）から控除する等の措置が講じられる。

また、住民税について特別徴収を行う場合は、特別控除後の住民税の額の 11 分の 1 の額を令和 6 年 7 月から令和 7 年 5 月まで給与の支給の際に徴収する。

2. ストックオプション税制の拡充

特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストックオプション税制）について、次の措置が講じられる。

(1) 適用対象となる新株予約権に係る保管等の要件の緩和

ストックオプション税制における保管委託要件について、企業買収時において機動的に対応できるよう、スタートアップ自身による管理の方法が新設される。

¹ 令和 5 年 12 月 22 日閣議決定後に追記

項目	改正案
適用対象となる新株予約権に係る保管委託要件	「新株予約権を与えられた者と当該新株予約権の行使に係る株式会社との間で締結される一定の要件を満たす当該行使により交付をされる株式（譲渡制限株式に限る）の管理等に関する契約に従って、当該株式会社により当該株式の管理等がされること」との要件を満たす場合には、その「取得をする株式につき金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等がされること」との要件を不要とする。

(2) その年における新株予約権の権利行使価額の限度額の引上げ

主としてレイト期の人材確保に資するよう、スタートアップが発行した新株予約権について、ストックオプション税制の年間の権利行使価額の上限の引上げが実施される。

項目	現行	改正案
その年における新株予約権の権利行使価額の限度額		
設立の日以後の期間が5年未満の株式会社が付与する新株予約権	1,200万円	2,400万円
一定の株式会社（※）が付与する新株予約権	1,200万円	3,600万円

（※）「一定の株式会社」とは、設立以後の期間が5年以上20年未満の未上場の株式会社又は上場会社のうち上場等の日以後5年未満であるものをいう。

(3) 新株予約権の付与対象者の拡充等

新株予約権の付与対象者である社外高度人材の要件の緩和・拡充等が行われる。

3. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）の拡充

非課税口座内上場株式等について与えられた新株予約権で一定のものの行使等に際して金銭の払込みをして取得した上場株式等について、①非課税口座が開設されている金融商品取引業者等を経由して払込みをすること、②金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した場合と同様の受入期間及び取得対価の額の合計額に係る要件その他の要件を満たす場合に限り、特定非課税管理勘定に受け入れることができることとされる。

4. 子育て支援に関する政策税制

(1) 子育て世帯等に対する住宅借入金等特別控除の拡充

子育て支援の観点から、子育て特例対象個人が住宅借入金により所定の住宅の新築・取得を行った場合には、現行の住宅借入金等特別控除とは別に、以下の年末の借入残高の限度額を基礎に住宅借入金等特別控除の計算ができることとされる。

子育て特例対象個人とは、①40歳未満で配偶者を有する者、②40歳以上で、40歳未満の配偶者を有する者又は19歳未満の扶養親族を有する者をいう。

この改正は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に、その住宅を居住の用に供した場合に限り適用することとされている。

住宅の区分	現行の借入限度額	改正案
認定住宅	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

※住宅借入金等特別控除の金額は、年末の住宅借入金残高の0.7%で計算される。

(2) 子育て世帯等に対する既存住宅に特定の改修工事を行った場合の特別控除の拡充

子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て特例対象個人が、その居住用家屋に一定の子育て対応改修工事を行い、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合に、その改修工事に係る標準的な工事費用相当額（250 万円を限度）の 10%相当額を控除することができることとされる。

この税額控除は、その年分の合計所得金額が 2,000 万円を超える場合には適用されない。

(3) 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23 歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の 4 万円の適用限度額に対して 2 万円の上乗せ措置が講じられる。

5. 非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備等

暗号資産等を利用した国際的な脱税及び租税回避を防止する観点から、令和 4 年、OECD において策定された暗号資産等の取引や移転に関する自動的情報交換の報告枠組み（CARF：Crypto-Asset Reporting Framework）に基づき、非居住者の暗号資産に係る取引情報等を租税条約等により各国税務当局と自動的に交換するため、国内の暗号資産取引業者等に対し非居住者の暗号資産に係る取引情報等を税務当局に報告することを義務付ける制度が以下のとおり整備される。

- 報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行う者は、①その者の氏名又は名称、②住所又は本店の所在地、③居住地国、④居住地国が外国の場合にはその国の納税者番号等の必要事項を記載した届出書を提出しなければならない。
 - 令和 8 年 1 月 1 日以降に報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行う者は、その取引の際に提出
 - 令和 7 年 12 月 31 日において、暗号資産等取引を行っている者は、令和 8 年 12 月 31 日までに提出
- 報告暗号資産交換業者等は、年末において、その営業所等を通じて暗号資産等取引を行った者が報告対象契約を締結している場合には、所定の報告事項（氏名、名称、住所、本店の所在地などのほか、暗号資産等の売買等に係る資産の種類ごとの名称、対価の額の合計額など）を、翌年 4 月 30 日までに報告暗号資産交換業者等の本店所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。
- 外国居住者等に係る暗号資産等取引情報の自動的な提供のための報告制度が整備される。

また、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度等について、報告金融機関等の範囲の見直し等が行われるほか、双方居住者に該当する者について、租税条約上の振分けルールにかかわらず、日本と相手国等の双方を居住地国と取り扱うこととされる。

上記の改正は、令和 8 年 1 月 1 日から施行される。

資産課税

1. 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し

父母・祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用家屋を新築等するための資金を取得した場合に、一定の限度額まで贈与税が非課税となる当該制度につき、一部要件の見直しが行われた上で、3 年延長される。

(1) 適用期限の延長・要件等の見直し

適用期限が、令和 5 年 12 月 31 日から令和 8 年 12 月 31 日まで 3 年延長される。また、非課税限度額の上乗せ措置の適用対象となるエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋の要件について、住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合にあっては、次の見直しが行われる。なお、一定の耐震住宅、一定のバリアフリー住宅については、要件の見直しはされない。

現行	改正案
省エネ性能が断熱等性能等級 4 以上又は一次エネルギー消費量等級 4 以上であること	省エネ性能が断熱等性能等級 5 以上かつ一次エネルギー消費量等級 6 以上であること（※）

(※) 住宅用家屋の省エネ性能が断熱等性能等級 4 以上又は一次エネルギー消費量等級 4 以上であり、かつ、当該住宅用家屋が次のいずれかに該当するものであるときは、当該住宅用家屋は上乘せ措置の対象となる。

- イ 令和 5 年 12 月 31 日以前に建築確認を受けているもの
- ロ 令和 6 年 6 月 30 日以前に建築されたもの

(2) 適用関係ほか

上記の改正は、令和 6 年 1 月 1 日以後の、当該制度に係る贈与税について適用され、特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例措置等についても適用期限が 3 年延長され、同様に適用される。

2. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度の見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度を適用するためには、特例承継計画を対象会社の主たる事務所が所在する都道府県に提出する必要があるが、次のとおり提出期限が 2 年延長される。

現行	改正案
令和 6 年 3 月 31 日	令和 8 年 3 月 31 日

特例承継計画の提出期限は 2 年延長されたものの、特例制度自体は令和 9 年 12 月末までの時限措置とされており、今回の大綱の基本的考え方において適用期限の延長は行わない旨が明記されているため、適用を検討している企業に関しては早期に事業承継に取り組むことが期待される。

3. 産業競争力強化法の特別事業再編計画についての登録免許税の特例の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、同法に規定する特別事業再編計画（仮称）の認定（同法の改正法の施行の日から令和 9 年 3 月 31 日までの間にされたものに限る。）を受けた特別事業再編事業者（仮称）のうち一定のものが、その特別事業再編計画に基づき行う次に掲げる登記に対する登録免許税の税率を軽減する措置がとられる。

	現行（本則）	改正案
① 合併による増資の登記	0.15% (純増部分については 0.7%)	0.1% (純増部分については 0.15%)
② 分割による増資の登記	0.7%	0.3%
③ 事業に必要な資産の譲受けの場合における次に掲げる登記		
イ 不動産の所有権の移転登記	2%	1.2%
ロ 船舶の所有権の移転登記	2.8%	1.8%
④ 合併による次に掲げる登記		
イ 不動産の所有権の移転登記	0.4%	0.1%
ロ 船舶の所有権の移転登記	0.4%	0.2%
⑤ 分割による次に掲げる登記		
イ 不動産の所有権の移転登記	2%	0.1%
ロ 船舶の所有権の移転登記	2.8%	1.8%

また、認定事業再編計画（事業再編計画の認定要件が見直された後の産業競争力強化法に規定するもの）に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、その適用期限が 3 年延長され、令和 9 年 3 月 31 日までに認定された計画が対象となることになる。

4. 新たな公益信託制度の創設に伴う、相続税・贈与税を非課税とする措置の導入

(1) 公益信託制度の概要

公益信託とは、委託者（財産を有する者）が、学術、技芸、慈善等の公益目的のために受託者（信託銀行等）に財産を託し、受託者は、定められた目的に従って、その財産を管理・運用し、公益的な活動を行う制度である²。

「令和6年度内閣府税制改正要望³」における新たな公益信託制度の創設の背景・目的によると、公益信託を組成するためには、信託銀行等が主務官庁へ認可申請を行う必要があるが、この主務官庁制を撤廃し、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みとし、公益性を担保しつつ、より使いやすい制度を構築するため、公益信託法の改正が行われる予定とのことである。

(2) 相続税・贈与税の非課税措置

公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために相続財産を拠出した場合について、相続税の非課税制度の対象とされるほか、公益信託から給付を受ける財産については、その信託の目的にかかわらず贈与税を非課税とするなど一定の措置がとられる。

納税環境整備

1. 隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合の重加算税制度の整備

過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課される重加算税の適用対象に、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合が追加される。

上記の改正は、令和7年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用される。

地方税の重加算金制度についても、同様の整備が行われる。

2. 偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務の整備

偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた株式会社、合資会社又は合同会社はその国税（その附帯税を含む）を納付していない場合において、徴収不足であると認められるときは、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員又はその合資会社若しくは合同会社の業務を執行する有限責任社員（※1）は、その偽りその他不正の行為により免れ、若しくは還付を受けた国税の額又はその株式会社、合資会社若しくは合同会社の財産のうち、その役員等が移転を受けたもの及びその役員等が移転をしたもの（通常取引の条件に従って行われたと認められる一定の取引として移転をしたものを除く）の価額のいずれか低い額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負うこととされる。

（※1）その役員等を判定の基礎となる株主等として選定した場合にその株式会社、合資会社又は合同会社が被支配会社（※2）に該当する場合におけるその役員等に限る。

（※2）上記の「被支配会社」とは、1株主グループの所有株式数が会社の発行済株式の50%を超える場合等におけるその会社をいう。

上記の改正は、令和7年1月1日以後に滞納となった一定の国税について適用される。

地方団体の徴収金についても同様の整備が行われる。

2【出所】公益信託（一般社団法人信託協会ウェブサイト）

3「令和6年度内閣府税制改正要望」（内閣府ウェブサイト（PDF 19頁））



令和6年度税制改正トピックス

令和6年度税制改正について、最新の情報を集めて掲載しています。

www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

お問い合わせ

デロイト トーマツ 税理士法人

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL およびDTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シニ、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

